おでかけサポート事業企画運営業務
受託候補者評価要領

（趣旨）

第１条　この要領は、おでかけサポート事業企画運営業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）第５条第２項第２号に定める評価要領に関し、必要な事項を定める。

（評価項目、配点及び企画提案を求める事項）

第２条　要綱第５条第４項第１号に定める当該プロポーザルの評価項目及び配点並びに第２号に定める当該プロポーザルの企画提案を求める事項は、別表のとおりとする。

（評価方法）

第３条　当該プロポーザルの評価は、おでかけサポート事業企画運営業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価者となり、要綱第６条第３項に定めるとおり、おでかけサポート事業企画運営業務受託候補者審査表（第１号様式、以下「審査表」という。）及び提案資料を用いて評価する。

２　前項の評価は、各評価者の平均点が６０点を超え、かつ最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。

３　委員会は、受託候補者の次点として、前項規定による評価の結果が第２順位及び第３順位の者を、それぞれ優先交渉権が第２順位及び第３順位の者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、前項のただし書きを準用して選定する。

（参加者が１者の場合の措置）

第４条　参加者が１者の場合は、委員が審査表を用いて企画提案書を書類審査し、各評価者の平均点が６０点を超える場合は、本業務を受託するに当たり適切に業務を遂行できると判断し、受託候補者として選定する。

附　則

１　この要領は、決定の日から施行する。

２　この要領は、令和９年３月３１日をもって廃止する。

別表（第２条関係）

評価項目	配点	企画提案を求める事項
企画提案の内容	６０点	・洛西地域のモビリティマネジメントのあり方は、妥当か。また、そのあり方に繋がる取組は、効果的か。 ・パーソナルモビリティ体験では、安全かつ効果的な試乗会の実施方法、ルート設定、時間配分が具体的に提案されているか。雨天時の代替案は妥当か。 ・仕様書に明示されていない独自企画の提案があるか。独自企画がある場合、その内容が事業目的に貢献する内容か。
実施体制 配置計画	１５点	・事業を実施できる実施体制及び要員配置計画となっているか。
類似業務の実績	１０点	・類似イベント等の企画・運営経験、成功事例
見積金額	１０点	
市内中小企業	５点	
計	１００点	

第１号様式（第３条関係）

おでかけサポート事業企画運営業務

受託候補者審査表

評価者名（　　）

評価項目	評価項目	配　点					備　考
		A	B	C	D	E	
企画提案の内容	洛西地域のモビリティマネジメントのあり方は、妥当か。また、そのあり方に繋がる取組は、効果的か。	20	16	12	8	4	
	パーソナルモビリティ体験では、安全かつ効果的な試乗会の実施方法、ルート設定、時間配分が具体的に提案されているか。雨天時の代替案は妥当か。	20	16	12	8	4	
	仕様書に明示されていない独自企画の提案があるか。独自企画がある場合、その内容が事業目的に貢献する内容か。	20	16	12	8	4	
実施体制配置計画	事業を実施できる実施体制及び要員配置計画となっているか。	15	12	9	6	3	
類似業務の実績	類似業務に関わった実績や経験を踏まえ、効果的な業務遂行が可能か。	10	8	6	4	2	
見積金額	以下の式により配点する。(小数点以下は切り捨て) 10 点×（受託参加者中の最低見積額）/（各受託参加者の見積額）						
市内中小企業	本市区域内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。 該当する場合は５点						
合計得点							

※　Ａ：優れている　Ｂ：やや優れている　Ｃ：妥当　Ｄ：やや不十分　Ｅ：不十分

※　配点がＤ又はＥの場合は、必ず備考欄にコメントを記載すること。